

**立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)**  
**大学院学生研究**  
**2020年度研究成果報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院		経済学研究科	経済学専攻
<b>研究代表者</b> (2021年3月現在のものを記入)	在籍課程・学年・学生番号		氏名	
	<input type="checkbox"/> 博士前期課程 年 <input checked="" type="checkbox"/> 博士後期課程 1年 (学生番号: 20QA002W )		霜田 菜津実	印
<b>指導教員</b>	所属部局・職		氏名	
	経済学部・教授		首藤 若菜	印
<b>自然・人文・社会の別</b>	自然 ・ 人文 ・ 社会	<b>個人・共同の別</b>	個人 ・ 共同	名
<b>研究課題</b>	労働組合は賃金制度にいかに関与したか——1970-80年代の2産業別組合の比較			
<b>研究組織</b> (研究代表者・共同研究者) ※2021年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年		氏名	
	経済学研究科・経済学専攻・博士後期課程・1年		霜田 菜津実	
<b>研究期間</b>	2020 年度			
<b>研究経費</b> (1円単位)	(支出金額) 65,091円 / (採択金額) 200,000円			

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、同一産業別組合内部の企業規模による労働条件格差に着目し、そのじょう教に対してどのように格差是正のために労働組合が動いたのかについて明らかにする。特に本研究では、様々な企業規模の企業別組合が所属している金属機械産業の労働組合に関して、特に日本が低成長時代に突入する1970~80年代において格差是正のためにどのような工夫がなされていたのかを明らかにする。本研究の視点は、単に「産業別組合」と「企業別組合」とで分断して分析するのではなく、両者やその中間にある「地方組織」が有機的に関連しあいながら運動を展開していたところにある。

日本では企業規模による労働条件の格差が大きく、企業を超えた労働条件規制が困難であるが、その中でも労働組合がどのように低位条件のところを引き上げようとしていたのか考察することは現在からみても有意義である。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ 労使関係 ] [ 賃金 ] [ 企業規模間格差 ]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)**● 1. 課題と問題意識 (先行研究を踏まえて)**

本研究の課題は、「労働組合は賃金制度にいかに関与したか——1970-80年代の2産業別組合の比較」である。

日本では戦後、企業別組合が労働組合の形態の主流となった。他方で、その企業別組合の連合体として産業別組合やその都道府県ごとの地方組織が存在し続けている。企業別組合が属しているそうした上部団体はどのような機能を果たしてきたのかに本研究は着目した。

日本では例外的な、企業の枠を超えて行われ多くの場合統一的な合意が形成される「産業レベル交渉」が成立しているケースを分析したのが松村(2013)であるが、純粋にそれが実現したのは、ビール、海員、私鉄など日本では特殊な事例にとどまる。

なお、産業別統一闘争が成立する根拠について、小池(1962)は製品市場の同一性、労働力の質的同一性という2つの条件がある場合に産業別統一闘争が最もよく行われるとした。また、大河内編(1965)は、寡占企業間に労務費の均等化に対する欲求が生まれることが産業別統一闘争を支える一根拠になるとした。そうした条件が整った産業、例えば自動車、電機、鉄鋼などは、寡占的企業であり大手主導型の労働運動が成立し、上記のような「産業レベル交渉」ではないものの春闘を典型として高度成長期に企業を超えて労働条件を揃える動きが進んだ。

しかし、それらの条件がそろっていない産業では、企業を超えた労働条件について労働組合はどのように取り組もうとしたのか。1970~80年代の「全国金属産業労働組合同盟(全金同盟)」や「全国金属労働組合(全国金属)」といった金属機械産業の労働組合は、製造業という点では上記自動車、電機、鉄鋼などと共通しつつも、企業規模間格差が大きく企業を超えた労働条件の統一化が困難であったという点で独自のである。そうした産業では、松村の分析した産業とは異なり、産業別組合が方針を出したとしても、それがそのまま単位組合(以下、単組)を拘束する効力を持たず、別の形でその方針が単組まで浸透していったはずである。

したがって、本論では金属機械産業を対象とし、本年度は「全金同盟」の賃金引上げやそのためのルール策定の方法に焦点を置いて調査を深めることを課題とした。

労働組合が規制の対象とする労働条件には様々なものがあるが、中でも本研究は賃金に着目する。その理由は次の通りである。1960年代を頂点として日本でも産業別統一闘争の可能性が議論された時期があった。その頃特に企業を超えた賃金制度が議論の軸になっていた。そのことを踏まえ、日本では西欧のような企業横断的な賃金は基本的に実現に至らなかったが、企業別組合の形態上でそれがどう追求されたかを明らかにしたいと考えた。

**● 2. 研究方法**

以上の課題を明らかにすべく、資料を収集するとともに、インタビュー調査を実施した。産業別組合については全金同盟の大会文書を参照し、元職員の方2名へのインタビューを1回実施した。地方組織については、A 地方金属の大会文書等を参照し、元職員の方1名へのインタビューを2回実施した。さらに、単組については、B 労組の支部協約、C 労組の支部労働協約(支部協約)を参照した。

**● 3. 明らかになったこと**

各種レベルにおける取組は多様であるが、ここでは賃金規制に関する取組に注目して紹介する。賃金に関して、産業別組合、地方組織、単組は下記のような取組を行っていた。重要なのは、大手企業は企業別組合独自で運動を構築できたが、中小零細企業ではそれが困難な単組が多かったため、地方組織の専従者の介入が大きな影響力を持ったことである。

**【I. 産業別組合=全金同盟の活動と方針】**

- ・傘下組合役員が参加する各種会議・研修会の実施
- ・平準化闘争：傘下組合を賃金水準の高低によってグループ分けし、低位グループに重点的に賃金引き上げのための要求水準設定や特別指導を行う取組。1980年から実施。

**研究成果の概要** (つづき)

- ・「賃金闘争」における賃上げ目標や闘争方針の提示
- ・賃金制度の設計案の提示
- ・賃金・労働条件の実態調査と『労働条件平準化対策基礎データ』等による調査結果公表

**【Ⅱ.地方組織=A 地方金属の活動と方針】**

- ・傘下組合役員が参加する各種会議・研修会の実施
- ・賃金闘争方針の提示や梯団編成、賃金闘争の総括
- ・地方最低賃金審議会への参加と最低賃金引き上げの取組
- ・統一労働協約の締結促進活動
- ・個別支部における支部協約締結促進活動
- ・賃金・労働条件実態調査

**【Ⅲ.単組の活動】****A.大手企業組合(支部協約に着目して)**

本年度は、手始めに成文化された規則である支部協約を参照した。ここでいう支部協約とは、個別企業労使間で締結した労働協約のことである。A 社、B 社の支部協約を参照した。2 社(支部)の特徴は、数千人規模の従業員を抱える比較的大企業組合であり、上部団体に頼らずとも自力で労使関係を構築していることにある。

2 支部の支部協約の内容は、年齢別最低本給、職群の定義や昇格(級)の基準の定義、各種手当額の規定と多岐にわたっている。これら大手組合では上部団体の力を借りずとも自力で組合の地位確認や労働条件の基礎について協約を交わす力がある。

**B.中小零細企業組合**

中小零細企業組合の活動記録は成文化された形では基本的に残っていない。そのため、全金同盟の東京都内の組合によって構成される A 地方金属の元専従者の方に、当時の中小零細企業組合への働きかけについてインタビューを行った。例えば下記のように、単組と密な関係を築いた活動を行っていた。

- ・賃金闘争説明会の実施：全金同盟で行った賃金闘争に関する説明会を受けて、東京地方金属で説明会を行うが、それにも参加できない中小零細企業組合に対し、さらに小さな単位である「地協」レベルで説明会を行う。それにも参加できない組合には、専従者が赴いて説明する。
- ・調査：単組の役員会への参加
- ・賃金実態調査：調査用紙が全金同盟から配布されるが、中小零細には記入の仕方が分からない単組も多かった。そういったところに専従者が出向き、給与明細を見ながら調査票を埋めていた。
- ・協約締結支援：まずは労使関係の原則的ルールを作るべく、企業横断的な統一労働協約の締結を促進した。
- ・要求作成、交渉参加：単組だけで要求作りや団体交渉が難しいところに A 地方金属の専従者が参加し、密に指導した。

**● 4. 結論**

以上のように、組合活動の条件が全く異なる大企業組合と中小零細組合とが併存する状況であり、それぞれに合わせて A 地方金属の専従者が産業別組合の方針をふまえながらも個別対応していたことが本研究から明らかになった。こうした活動が可能になるためには、実態調査結果をまとめおおもとの方針を作る産業別組合、そして単組を日常的に支援する地方組織の人的、財政的基盤が必要である。

**●参考文献**

大河内一男編(1965)『産業別賃金決定の機構』日本労働協会

小池和男(1962)『日本の賃金交渉——産業別レベルにおける賃金決定機構』東京大学出版会

松村文人(2013)『企業の枠を超えた賃金交渉——日本の産業レベル労使関係』旬報社

※この(様式 2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差控え期間等を記入した調書(A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式)を添付すること。

**研究発表** (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて提出してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

**③ シンポジウム・公開講演会等の開催**

・立教大学経済研究所 国際・政策研究ワークショップ 研究報告  
2021年1月13日 (Zoomでの開催)

**④ その他**

・日本労働社会学会全国大会 自由論題報告  
2020年10月11日 (Zoomでの開催)

・社会政策学会労働史部会 2020年度第2回 研究報告  
2020年12月12日 (Zoomでの開催)